

修繕仕様書

松ヶ島終末処理場No. 1 , 2 濃縮機外筒スクリーン修繕

令和8年度

上下水道部 下水道施設課

1. 件 名

松ヶ島終末処理場No. 1, 2 濃縮機外筒スクリーン修繕

2. 工 期

令和 9年 3月17日 まで

※発注段階での工期の見込みを示すものであり工期変更時に記載の変更は行わないものとする。（契約後の工事期間は契約書による。）

3. 工事場所

市原市松ヶ島西一丁目

4. 施工範囲

本仕様書及び図面のとおりに。

5. 工事概要

松ヶ島終末処理場No. 1, 2濃縮機外筒スクリーンの修繕

・スクリーン交換、試運転調整 一式

(1)機器及び材料仕様

No. 1, 2機械濃縮機

メーカー : 株式会社 石垣

形 式 : 差速回転型スクリー濃縮機

スクリーン径 : $\phi 900\text{mm}$

スクリーン長さ: 2,250mm

スクリーン面積: 5.1m² (公称スクリーン面積 6.3m²)

スクリーン材質: SUS304

機器製造番号 : GT0127, 0128

(2)工程

本修繕工程は処理場として運転に支障がないよう監督職員と十分に協議して施工すること。

(3)部品等

部品等は、仕様書に示したもの、若しくは同等品以上とする。

同等品以上の部品等を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(4)廃材

本修繕で発生した廃材や廃油等は、責任を持って受注者が適正に処分すること。

これに伴う費用は本修繕の範囲とする。

(5)不良箇所

本修繕以外の箇所で不良箇所が確認された場合は、監督職員に報告し協議すること。

ただし、軽微なもの、消耗品等については本修繕の範囲とする。

(6)第三者機関による品質証明

受注者は、東洋ゴム化工品(株)又はニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には第三者機関による品質を証明する書類を発注者に提出すること。

6. 現場代理人及び主任技術者等

(1) 現場代理人の常駐を要しない期間

ア. 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

イ. 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「工事完成認定書」等における日付）とする。

(2) 現場代理人の兼務を認める対象工事

本修繕は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事（ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。）と現場代理人等の兼務ができる。なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。

7. 火災保険等

受注者は、本工事の完成引き渡しまで工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

加入期間は原則として工事着工から工事完成期日後14日の期間とする。

8. 安全対策

労働安全衛生規則等関係法令を遵守して、就業者に対し常にこれを徹底させ、安全な作業をするよう十分な配慮をすること。

9. 提出書類

- (1) 着工届
- (2) 現場代理人及び主任技術者等届（経歴書を添付）
- (3) 工程表
- (4) 修繕計画書
- (5) 工事記録写真帳（A4判とし、横に説明書きを入れる。）
- (6) 完成届
- (7) 完成払請求書
- (8) 修繕結果報告書（測定結果、現状等をまとめ、今後考慮すべき内容を記入する）
- (9) 上記の他に監督員が指示する書類

10. 補償

本契約期間内及び業務実施中に生じた契約対象施設に係る事故については、その復旧に要する費用を受注者の負担とする。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 事故が天災地変等に起因する場合。
- (2) 事故が発注者の責に起因する場合。
- (3) 公正な第三者により事故が受注者の責に起因しないと認められる場合。

11. 設計変更及び工事の一時中止

本工事の設計変更及び工事の一時中止については、建設工事請負契約書及び本仕様書等によるが、具体的な手続き等については、「営繕工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン」（市原市）及び「工事請負契約における工事一時中止に係るガイドライン」（市原市）によることとする。

12. その他

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 本修繕は、建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」には該当しない。
ただし、建設工事請負契約書約款については、遵守すること。
- (3) この仕様書に定めなき事項については、両者協議のうえ決定する。